

宅地開発等に係る協議の流れ

START

STEP1
宅地開発等に係る
事前協議整理簿の提出

STEP1 必要提出書類は
宅地開発等に係る事前協議整理簿の
8.添付（必要）書類

をご確認ください。

必要書類が揃わない場合、事前協議
を行うことができませんので、
ご注意ください。

STEP2
職員による現場
確認及び他部署
との協議

STEP3
事前協議決裁開始

STEP4
事前協議決裁終了後
事前協議内容の通知

資料が提出された

STEP 1 から

STEP 4 まで

おおよそ14日間（土・日・祝を除く）
要します。

事前協議
内容の通知

STEP5
(事前協議内容を反映させた)
宅地開発等に係る
協議経過書等の提出

STEP4終了後、通知内容を把握して、
図面等必要書類に通知内容を反映させて
ください。その後、「宅地開発事業等に係る
道路整備に関する基準」の添付資料一式を
正・副・控え 計3部を提出して下さい。
(詳細は上記基準のP15を参照)

STEP6
協議経過書承諾の
ための決裁開始

宅地開発等に係る協議経過書等の提出後

STEP6から

STEP7まで

審査に道路維持課にも合議をとるため、

おおよそ14日間（土・日・祝を除く）

要します。また、**道路維持課と同時の交付**
となります。

協議経過書交付

STEP7
承諾印の押された
協議経過書等の
関係書類の交付

宅地開発等に係る
建設総務課との協議終了

GOAL